

令和7年度第1回軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会

①開催日時 令和7年5月27日（火）10：30～12：00

②開催場所 町役場 第3・4会議室

③出席者 <委員>

横須賀委員、中里委員、藍原委員、林委員、上田委員、高尾委員
新宅委員、小川委員、岸田委員、竹内委員

<事務局>

土屋町長、寺島総合政策課長、柳澤総合政策課長補佐兼共生社会推進
係長、共生社会推進係 関

④次 第 1. 開会

2. 町長あいさつ

3. 議題

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 令和7年度人権関係事業予定（案）について

(3) その他

4. 閉会

⑤内 容

1. 開会

（寺島総合政策課長）

定刻となりましたので、これより令和7年度第1回軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会を開会いたします。

開会の前に、若干皆様にお諮りしたい案件がございます。

本日、第1回目の会議でございまして、町でも今後進めていく大切な事業でありますので、町長のSNS等に会議時の写真等をあげたいと思いますがいかがでしょうか。承知していただけますでしょうか。

<出席者了承>

（寺島総合政策課長）

はい、ありがとうございます。

それでは、インターフェイスとしてはFacebook等となりますが、後ほど掲載することをご承知ください。

それでは、会議を進めます。わたくしは、本審議会の会長が決まるまでの間、司会

進行をさせていただきます、総合政策課長の寺島乾士と申します。

よろしくお願いいたします。

本日の会議は公開での実施となりますので、傍聴が可能となっている他、後日、町のホームページにて議事録を公開させていただきますので、予めご了承ください。

会議に入る前に、本日の会議への出席は、構成委員 16 名中 10 人であり、過半数に達しておりますので、軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会規則第 3 条第 2 項の規定により会議が成立しておりますことを報告いたします。

2. 町長あいさつ

(寺島総合政策課長)

はじめに、土屋 三千夫 町長より皆様に、あいさつ申し上げます。

(土屋町長)

皆さま、こんにちは。軽井沢町長の土屋三千夫です。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

昨年度まで町における人権施策に関する計画策定や取組については「軽井沢町人権同和教育推進委員会」において、男女共同参画社会の実現に向けた施策に関する計画策定や取組については「軽井沢町男女共同参画計画推進委員会」にて、別々に協議されておりましたが、この 2 つの委員会を統合し、新たに軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会を本年 4 月 1 日に設立しました。

本来であれば会長が会議を招集することとなっておりますが、今回は初めての会議であり、会長が未決定のため、私の名前で招集させていただきました。

この後、会長、副会長を互選していただく予定のため、次回からは 会長名で会議の開催についてお知らせをさせていただきますのでご了承ください。

本審議会では、軽井沢町差別撤廃と人権擁護に関する条例第 8 条に規定されておりますとおり、「差別撤廃と人権擁護に関する町の総合的な計画の策定及び変更に関することその他の差別撤廃と人権擁護に関する重要事項について調査審議」していただくこととなります。

町では現在、令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間を期間とした「軽井沢町人権総合計画」「第 3 次軽井沢町男女共同参画計画」に基づき、様々な人権課題の解決に向け取り組んでいるところでございます。

これらの計画に沿って町の事業が進められているか、実施している事業は人権意識の醸成に寄与しているか等、啓発方法や対象、内容に関し、委員の皆さまからご意見を伺うと共に、重大な人権事案が発生した場合などにおいて審議していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆さまにおかれましては、これまでも人権課題解決のために様々な形で関わっていただいております、人権が幸せな生活を営む上で大変重要な要素であると十分ご理解いただいていることと思いますが、委員の皆さまが県等の主催する研修にご参加いただけるよう予算措置をしました。

また、後ほど担当から町主催の事業について説明がありますが、国際水準の人権意識を醸成し評価されることで、軽井沢町が真の国際親善文化観光都市となるとの考えのもと、様々な形で人権について考えていただく事業を展開する予定です。

ご多忙のこととは思いますが、委員の皆さまにも積極的にご参加いただき、ご理解を更に深めていただくとともに、周囲の方々にも良い影響を及ぼしていただき、住民の皆さまの行動変容へとつなげていくための活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

(寺島総合政策課長)

ありがとうございました。

本日は初回の会議ということで、初めて顔を合わせられる方もおられるかと思いますが、自己紹介を順番にお願いしたいと思います。

まずは事務局職員、手前に座っている委員から順に自己紹介をお願いします。

なお、本審議会では、障がいのある当事者の方にもご参加いただいております、手話通訳士の方に同席いただくと同時に、文字おこしを行う機器を導入しております。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、土屋町長と私は既に自己紹介させていただきましたので、事務局職員からお願いします。

(順次、自己紹介)

ありがとうございました。

皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、ご本人の了解をいただいておりますので、皆様に共有させていただきますが、A委員は聴覚障がいがあり、相手の口の動きで何を話しているかおわかりになりますので、協議の際は、マスクを外して口を大きく開けて話していただきますようご協力をお願いします。

また、スマホの音声認識アプリをご利用されており、スマホを他の委員に向けている場合がございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、会長および副会長の選出についてでございますが、詳細は事務局より説明いたします。

(事務局)

軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会規則第2条の規定により、「審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する」となっておりますので、会長及び副会長を委員の互選により決めていただきたいと思います。

「我こそは」と積極的に立候補していただきたいと思います。立候補者が複数おら

れる場合は、委員の皆さままでお話しいただき、例えば多数決などの方法で選出していただくことが考えられます。初回の会議で多数決は気が引けるという場合は、くじ引きなどの方法もございます。

なお、もし立候補者がおられない場合は、委員の皆さまからご推薦をいただく形となりますが、選出方法についてご意見等はございますでしょうか。

(B委員)

ちょっとよろしいですか。まず教えていただきたいんですけども、いただいた人権の条例ですね、平成7年12月18日、条例第33号と書いてあって、平成7年条例第33号として条例が決まっているということですね。

それで、町では、人権尊重の町の宣言をされていて、それに基づいて人権総合計画、10年とか、そういったものが作られており、それが令和10年までということはまた令和11年の前に新しく、総合計画を立て直すといったことになるわけですね。

そして、人権と男女共同参画という2つの委員会が1つの審議会になったということで、単純に2つが1つになったということではないのかなと。

特に委員会が審議会になったということは非常に大きな意味があって、審議会ですから、調査、それから審議をするということで先ほど町長からもお話があったように、重大な人権侵犯とか、そういったことがあったときに審議をする。また、町長からいろいろ諮問があれば、それに答申をするとそれと人権総合計画などを立てると言った重要な内容とともに、後ほど事業の予定の説明があるかと思うんですけども、それについては、毎年というか、活動の中身、合わせて部会などを設けて活動していくというふうな理解で、よろしいでしょうか。

(事務局)

今B委員におっしゃっていただいた通りなんですけれども、部会につきましては必要があるときだけ立ち上げるというような形になろうかと思いますので、例えば今日の段階で何々部会を立ち上げましょうということには、ならないかなというふうに思います。必要に応じて考えていきたいと考えております。

(B委員)

それと、軽井沢町も新しい時代への移行といいますか、パブリックコメントとか、住民参画が進んできて、最近ではいろんな委員会等で住民参画というふうなことで、重大な計画などについては、住民も最初から参画をして色々な審議が始まっているというふうに思います。

そういった意味で、この新しい審議会の運営についても、開かれた形といいますか、今の会長副会長選任についても、何かあらかじめストーリーがあるというものではなくて、委員からの互選という形で進めていくということで、とてもいい方向性だと思います。

また今回、急に日程が変更になって、なかなか日程が合わなくて、16名中10名が参

加ということで、過半数の出席なので、会議は成立しているかと思うんですけども、様々な立場の方々が参加をされていて、どうしてもその方が参加できない時には、代理者を決めていただいて、せっかくこういう機会ですし、各団体の中から委員になられた方の日程がもし難しければ、代理者をあらかじめ決めておいて、できるだけ多くの参加者が集えるといいのかなと思います。もちろん、公募で個人の資格の方は代理者もいないと思いますが、できるだけ時間を有効的にするためにも、この審議会に参加していろんな意見が出ると良いという感情抱いております。

よろしくお願いします、会長副会長の選任の前に、一言考えていることをお伝えしました。

(事務局)

ありがとうございます。今の代理出席については審議会の規則等には記載されていない事項になりますので、別日になるかと思えますけれども委員の皆様にお諮りさせていただければというふうに思いますので、それでよろしいでしょうか。

<参加委員了承>

(事務局)

会長副会長の決め方ですが、先ずは立候補していただける方でよろしいでしょうか。例えばですね、最初に会長、会長の立候補として手を挙げていただくそれが決まった後に副会長さんの立候補というような形で、それぞれに立候補していただくような形で、よろしいでしょうか。

<参加委員了承>

(事務局)

よいですかね。それでは立候補される方はいらっしゃいますか。

(C委員)

今回この会議に参加をさせていただくのが初めてなので、ここまで会議の中でここまで取り組んできたこととか、そういった内容に対する反省なんかも含めて、これからの議論を進めていくのだらうということを考えると、ご迷惑でなければ、何かピンポイントで推薦をするような形になって大変申し訳ないんですけども、ここまでの流れの2つの委員会に関わってらっしゃった方ができれば、それぞれにこの会議を引っ張っていただけると、両方の流れを組んだ形で今回の審議会を進めていきやすいのかなと思ひまして、お引き受けいただけるととても嬉しいです。

(事務局)

大変貴重なご意見ありがとうございます。皆様ただいまのご意見についていかがでし

ようか。

<特段異論なし>

(事務局)

今までの人権同和教育推進委員または男女共同参画計画推進委員の方からですね、頑張って手を挙げていただけると大変ありがたいです。

(D委員)

今の意見に賛成です。男女共同参画計画推進委員の会長はE委員ですよ。

(E委員)

両方やっていたのはB委員。

(F委員)

委員を経験されていた方は何人くらいいらっしゃるのですか。

(事務局)

今いらっしゃる方だとB委員、D委員、E委員、F委員、G委員、H委員となります。

(H委員)

立候補ではなくて推薦なんですけど、個人的にはB委員は男女共同参画の委員もやっておりましたし、人権にもお詳しいと聞いておりますのでB委員を推薦したいです。

(I委員)

是非B委員とE委員のお二人でやっていただければと思います。

(事務局)

今I委員からB委員とE委員のお二人でとの意見がありましたがいかがでしょうか。

<参加委員了承>

(事務局)

それでは、お二人にお願いするとして会長と副会長をどうするかお二人でお話しただいてもよろしいでしょうか。

(B委員)

審議会の長を女性が務めるということも軽井沢町の女性活躍といったことでとてもいいことだと思っています。審議会や委員会の委員は、重複もあるが、1600人ぐらいい

ます。そのうちの女性の割合が28%ぐらいで、ずっと変わっていない、できればそういう委員だけじゃなくて、会長や委員長の役割を、女性が半分、せめて4割ぐらいになることが、軽井沢町のこれからの姿にとって良いかと思いますので、E委員が会長になるのが良いと思います。これまでの男女共同参画計画推進委員会の会長を長く務められましたので、よろしければ私はその補佐ということで、やらせていただければありがたいかなと思います。E委員、いかがでしょうか。

(E委員)

B委員から、常日頃それをお聞きしているので、やはり私も軽井沢町で何かと女性が表に出ることはすごくいいことだと思っています。

男女共同参画だけでなく、様々な人権について扱いますし、B委員が最初におっしゃった話でだいぶハードルは上がっていますが、しっかりサポートしてくださるということですし、事務局もしっかりしており信頼しているので、会長は私が引き受けまして、B委員が副会長ということでお願いいたします。

よろしくお願いします。

(寺島総合政策課長)

先ほどですねB委員さんからもありましたが、町の計画の中でも男女の比率を4割という目標値があり、推進し、軽井沢町を先進的に構築したいということもありますので皆様からご意見をいただき大変ありがたく思います。

ただいま、会長にE委員、副会長にB委員が選出されました。どうぞよろしくお願いいたします。

ここでお二人からご挨拶をいただきたいと思います。

(会長)

改めてよろしくお願いします。

単に男女共同参画計画推進委員会と人権同和教育推進委員がくっついただけではないというところなので、その辺を私も勉強しながら、町が目指している誰もが自分らしく活躍できるまち軽井沢を目指して、尽力できればなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(副会長)

改めましてよろしくお願いします。男女共同参画計画推進委員会の中で、6人のうち、男性は1人ということで、非常にアンバランスだったんですけども、この16名で、新しい審議会ができるということで活動をしてまいりたいと思います。

事務局は総合政策課共生社会推進係ということで、教育委員会の社会教育係も関係していると思いますが、かなり幅広く人権問題を担当するということです。皆さん覚えてらっしゃると思うんですけど、昔は、男女平等というような言葉を使っていて、それが男女共同参画という話になり、今はジェンダー平等といったこともっておりますけれ

ども、男女間だけではなくって、高齢者、障がいをお持ちの方、子どもなど、多様な方々が共生して社会を構築するということで、軽井沢町の新しい姿にですね、この審議会が貢献できるように、支えるというよりは、叱咤激励されながら進めていきたいと思いますので、一つよろしく願いいたします。

（土屋町長）

折角ですから、ここで改めて発言させてもらいます。冒頭にも挨拶を申し上げましたが、軽井沢町は国際親善文化観光都市といった言葉がついてきますけれども、以前から言っているとおり、外国人の方が多く来るとか、外国人の方が昔から住んでいるとか、それはもう一面的なものであって、人権意識があり、それが国際的であるという評価がされて初めて真の国際親善文化観光都市になるということを当初から言い続けております。

そのための想いや取組が後ほど説明する「ミモザネットワーク」とか「つながりラウンジ」といった事業にも出てきます。この辺りも昨年からまず共生社会推進係という名前の係を作ったところでもありますし、その中の事業としても、「女性フォーラム」的なものを作りたいという部分から動いてきてもらいました。

その中でなぜ「女性」とつけるのだという意見もありましたし、結果的に名称からははずしましたけれども、でも、想いとしてはそのぐらい言わないといけない状態だということで、あえて「女性」フォーラムとやりたいということを、話の中では、検討してきたということ、流れとして皆様にご理解いただきたいと思っております。

それから、町職員の男女比でいきますと、現在役職者として課長は2名しかいませんが、今回の7月からの異動で係長になった女性も多く、係長の男女比率は女性が46%程になってきています。

課長補佐も40%ぐらい超えてきていまして、そういう意味ではこの後、間違いなく徐々に高まっていくということになります。

なぜ今が少ないのかという点は、今の女性の課長とか役職者に直接インタビューをして聞いてみしたら、昔は産前産後の休暇など制度がしっかり整っておらず、自分たちの頃に丁度そういうことが整ってきて、安心して仕事を続けられたという背景もあったと聞きました。

ですので、今は整ってきていますから、今後みんなが安心して生涯を通して、公務員として頑張ろうという人たちが増えてきているというのもあって、比率が上がってきたということです。こういった流れにある中で、またハードルを上げるつもりはありませんけれども、この想いもある中で皆さんにご活躍いただきたいと思い、一言申し上げました。

長くなりすみません。何卒よろしく願いいたします。

（寺島総合政策課長）

それでは、これより先は審議会規則第3条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

(会長)

それでは、議事に戻ります。

令和7年度人権関係事業予定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

今回初めての方もいらっしゃいますので、人権に関する町の計画について簡単にご説明をさせていただきます。

お手元に配付いたしました軽井沢町人権総合計画第3次男女共同参画計画きらめきプラン3をご覧ください。

人権政策を推進するために、平成31年3月に策定し令和元年度から令和10年度までの10年間の町の計画となっております。

誰もが自分らしく活躍できるまち軽井沢を目指す将来像と設定し、そのための重点目標や基本目標、基本施策を定め、町のそれぞれの課において事業を進めているところでございます。

多岐にわたる取り組みが記載されておりまして、情報量も多いですので個別の施策についての説明は割愛させていただきますけれども、委員の皆様には目を通していただくようお願いします。

本計画は、令和10年度までの計画となっておりますので、その次の計画というのを作る予定になっておりまして、令和9年度および令和10年度にかけて、策定する予定でございます。

本審議会では、現在、本計画に沿って町の事業が進められているかを確認いただきながら、次の計画策定に係る審議をしていただくようになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは令和7年度の事業予定について説明をさせていただきます。お手元に配付いたしました令和7年度人権事業予定案ご覧いただければと思います。

まず一番目、軽井沢町が主催する事業の説明をさせていただきます。

(1) 新規事業になります。

みんなの共生未来会議事業となりますが、この事業の通称を「ミモザネットワーク」と呼びまして、このミモザの由来ですけれども、3月8日の国際女性デーのシンボルとして使われているお花でありまして昨年度、男女共同参画フォーラム実行委員会で開催しました「ミモザの会」という、女性の皆様にお集まりいただき、いろいろなお話をしたり、繋がりを作っていただくという事業を開催しました。そこで、このミモザという名前をぜひ残してほしいといったお話が参加者の中からいただいていることから、通称ということでつけさせていただきました。

説明となりますが、昨年度まで実施しておりました男女共同参画フォーラムを発展させた事業として住民による男女共同参画に関する課題解決の場を開設し、参加者同士の情報交換や学習会の開催等により、性別に関係なく全ての住民の意識改革を促し、行動変容へと繋げることを目的として開催をしたいというふうに思っております。内容は

きく二つに分け、まず一つ目は「つながりラウンジ」と称しまして、地域の女性の皆さんが気軽に集まり、交流や情報交換ができる場を、役場東側の旧中間教室に本年4月4日から開設させていただいております。

ここでは例えば、子育てや介護、仕事と家庭の両立、健康のことなど日常のちょっとしたお喋りですとか、生活の中で感じている悩みや困り事を共有するということを通してお友達を作ったり、お互いに支え合ったりそういった形で様々な目的でご利用いただけます。

また、集まる女性同士の中で、「私こういうことやってみたい」、「みんなでやってみよう」といった形になれば良いと思いながら始めている事業になります。

多くの皆様にご利用いただいて、様々なつながりを作っていただきたいと考えておりますので、町としても町の広報紙やホームページ、SNSなどを通し、周知しているところではありますが、委員の皆様から周りの皆様に周知していただければと思います。資料の中に「つながりラウンジ」の開設日を配布させていただきましたのでご確認ください。

開設日には、ラウンジのコーディネーターとして1人、女性の方がおりますので、ぜひ皆様も、お時間を作っていただき、どんな様子か見に行っていただければと思います。

なお、スモールスタートで始めたので、環境整備を今まさにやっている最中で、少しずつ揃えて、みんなで集まれる会場作りをやっていききたいと考えております。

本日も13時までにはやっていますので、会議後そのままお立ち寄りいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この「つながりラウンジ」とは別に研修会を予定しています。

今「男性向け」「女性向け」「企業向け」「子ども向け」と書かせていただいておりますが、対象者については、これから検討しながら進めていきたいと思っておりますけれども、様々な方を対象として、開催したいと考えております。

同時に、町として行っている事業の紹介を含めた住民向けの啓発パンフレットを作成して配布をしたいと考えております。

そして（2）ですね、こちらも新規事業になります。多文化共生推進事業ということで、皆さん報道等でもお耳にされていることと思っておりますけれども、日本では少子高齢化に伴い、労働力不足を解消するため、国が出入国管理難民認定法を改正し、多くの外国人労働者を受け入れ始めております。当町においても、今後外国人住民の増加が見込まれることから町として多文化共生に資する施策を実施する必要があるとございます。

このため、今年度から、日本人と外国人住民がお互いを理解し、例えばですけども、防災関係を含む生活に必要な情報を共有できる場として「みんなのサロン」の開設や「やさしい日本語の作成体験」、外国人住民との共生に係るワークショップなどを開催し、隣人としてのつながりを創出し、地域行事への参加や、災害時の共助により、誰1人取りのこさない社会の構築につなげ、多様な文化を尊重した活力ある社会、共生社会の実現に向けた取組を進める予定です。

「みんなのサロン」について、開催日程等は未だ決まってはいたないですけれども、年間で12回実施したいと思っております。また、やさしい日本語作成体験と外国人住民との共生に係るワークショップにつきましては、年2回ほど実施したいと計画しております。

す。

続きまして（３）になります。

こちらでも新規事業です。音声コードUni-Voice というのがありまして、視覚障がいを持つ方向けに文字情報を音声で読み上げてくれるアプリがありまして、どのように使うと役場から発出する資料がお手元に届くのかといった使い方の職員研修を今年度初めて４月２２日に開催させていただきました。

こちらにつきましては、役場の中でも今後活用していきたいと考えております。

（４）です。

共生社会実現推進事業、こちらは障害者差別解消法に係る合理的配慮の実施に係る研修になりまして昨年度から開催をさせていただいているものになります。

昨年は合理的配慮とはどういうものであるかといった座学的なものや、軽井沢ではサービス業に従事されている方が多いかと思いますが、そういった企業にお勤めの方に集まっていたいて、実践的な接遇ということで、研修を受けていただきました。

A委員には、その時、参加いただきましてご自身が障がいを持つ中で、どういう接し方をしたら良いとか、情報の出し方をどうした方が良いといった、実際のお話をしていただいたという経過がございます。

その合理的配慮に関する研修を今回も実施したいと考えていますが、今回は座学的なものよりも、また一歩進ませていただき、２年目になりますので、もっと実践的なものを考えております。

資料に記載の通りですね、障がいのある方への接遇実践の研修およびワークショップを年間で２回ぐらい、指差しによりコミュニケーションを行うコミュニケーションボードをみんなで作成してみましようというワークショップを年間３回の連続講座として実施予定です。

こちらにつきましても町が行っている活動のことや町内にある企業の皆さんも頑張っていて学んでいることを分かっていたけるように啓発パンフレットを作成しまして住民の皆様に配布したいと考えております。

（１）、（２）、（４）については、先日公募型プロポーザルをし、委託業者が決定したばかりでございまして、開催日時と詳細な内容はこれから詰めていくことになります。

決まり次第周知をしていきますので、皆様のご協力をお願いします。

（５）になります。

ユニバーサルデザインの啓発事業です。ユニバーサルデザインという言葉をお聞きになったことがあるかと思うのですがけれども、例えばこういった資料作成の際にわかりやすい色やコントラスト比にするとか、製品をつくる際に障がいの有無に関係なく使いやすい形状にするといったことが普及すると、だれにとっても便利だよねということを子ども達にわかっていただきたいということで、啓発パンフレットや啓発グッズを小学校の１年生とそれから中学３年生等に配布をさせていただく事業となります。

こちらはですね、ユニバーサルデザインとはどういったものを町のホームページの方にも掲載してございますので、お時間があるときに見ていただければと思います。

（６）の人権ポスターコンクールになります。こちらは軽井沢町企業機会均等推進協

議会というのがありまして、町内の企業の皆さんが人権について考えて自社の中で実践していこうという協議体なんですけれども、そちらと町との共催で、小学校の4年生から6年生、中学2年生に夏休みを利用して人権に関するポスターを描いていただき、その中から賞を決めるというコンクールになっておりますが、一番大事なことは、賞をとることではなくて、人権に関するポスターを書くことで、小学生中学生に人権について考えていただく機会をつくるために実施しているものになりまして、ややもすると形骸化しがちなものなんですけれども、目的がきちっとあるということを学校にも伝え、協力していただきながら進めたいと思っております。

続きまして、(7)です。地域で取り組む国際交流国際人材育成事業となりますが、こちらは補助事業となります。企業版ふるさと納税を活用した事業になっておりまして、I S A Kの生徒が企画する国際交流事業への補助ということで実施しております。

事業の目的ですが、軽井沢町において地方創生応援税制いわゆる企業版ふるさと納税を活用して、若い世代の結婚、出産、子育てなど軽井沢で暮らして子どもを産んで育て暮らしていこうと考えてもらえるようなまちづくりに役立てるということになっております。

誰もが活躍できる地域社会を実現するため、女性や高齢者、障がい者、外国人等が共生するまちづくりを目指している中で、更なる魅力ある国際親善文化観光都市に発展するため、留学生の視点から住みよいまち軽井沢を探索し広く住民と国際交流を図るとともに、その基盤となる国際人材を育成するための事業ということで実施しております。

まだ今年度の詳細は、決まっていますが、この5月にI S A Kでは、卒業式がありまして、生徒が自国に帰る時期になっております。

その後8月に新規の入学がありまして、新しく入ってこられた生徒を交え、生徒の自主性を重んじながら、活動の企画を出していただき、補助を行うとなるので、まだ詳細は、決まっていないですけれども、例年通り、補助事業として実施していきたいと考えております。

(8)です。先ほどの人権ポスターコンクールの関係でお話しました軽井沢町企業機会均等推進協議会の関係です。

当協議会の事務局を私たちがさせていただいており、現在町内加盟企業が43社ございます。

企業等に対し人権に関する情報提供や啓発資料を配布しまして、それぞれの職場における人権に対する意識醸成、向上を図ることを目的として実施しております。

この他、研修や先ほどお話しました人権ポスターコンクールを町の共催として実施しております。

(9)です。町生涯学習課関係の実施事業となります。

こちらは、長野県同和教育推進協議会というところが制作している人権同和教育副読本「あけぼの」というものがあり、小学校中学校とそれぞれの年齢に合った内容で人権について考えていただくものを配布しております。この「あけぼの」を使いながら、各学校の授業等の中で先生方から人権について指導していただいているところです。

それから研修会として、町民向け、町職員向け、町議会議員向け、そして学校教職員

向けということで四つに分けて実施を予定しています。

その他、町民向けになりますが、人権に関する映画の鑑賞会ということも実施しまして、映画を見ながら人権について考える機会づくりを実施する予定です。

(10) です。町広報紙に人権に関する記事を折に触れ掲載し周知させていただきますので、皆さんもご覧いただくようお願いします。

最後に、長野県との主催、各種研修会への参加ということになりますが、(1)から(7)まで列記しておりますけれども、様々な人権課題があり、関係機関等が主催する研修の案内がきますので、委員の皆様にも共有させていただきますので、先ほどの町長の方からもお話ありましたけれども、時間の都合つく限りですね、一緒にご参加いただいて、今後の審議会の検討事項での参考にしていただければと思っております。

それでは今年度の事業予定の説明は以上になります。

(寺島総合政策課長)

令和7年度人権関係事業予定について案につきまして、説明させていただきましたが、何か質問、意見などありますか。

(C委員)

一言で人権といってもいろんな人権課題がある中で、たくさんの事業をやってこれ、取り組まれているということがすごくよく分かりました。ありがとうございます。

1点教えていただきたいのですが、今実行している計画が平成31年に作られたもので、ここから10年間ということではよろしいでしょうか。

ご承知のとおりこども基本法が、この計画を推進している途中で制定になって、今まさに子どもの権利条約に基づいた視点のもとで、これまでの自治体のいろんな政策であったり、その子どもの周りで関わる大人がこの視点を持って子どもの権利を守るということで、これまでの取り組みを見直していかなければいけないということが国でも大きく旗を振られています。この視点で、例えばこの計画の見直しですとか、あるいは、次の新しい計画に向けて子どもの権利という視点での町の中で子どもが関わる場所についての見直しを進めていくということを、できれば早くおこなってもらいたい。というのは子どもでも本当に1年1年あっという間に大きくなってしまいますので、次の計画の時などと言っていたらまさに子どもたちがあっという間に町に関わる時期が過ぎてしまうので、ここは、子育てをしている親の立場としても、ぜひ早急に取り組みを始めていただきたいなと思います。そのようなことについて、何かお考えなど、あるいはできることなどがありましたら教えてください。

(事務局)

はい、ありがとうございます。子どもの権利条約につきましては、以前も他のところでちょっと話題になりまして、ぜひ子ども自身にそういった条例があるんだということを知っていただいて、自分にはそういった権利があるんだ、だから私は守られるというのをわかってもらおうということで、議会の方からもお話あったかと思うんですけれ

ども、我々も、まだ生涯学習課に人権の担当があったときに、人権ポスターコンクールをやったんですけれども、そのときに、あの子どもの権利条約について子どもがわかるようにということで、子どもさん向けの説明の文章をつけたもので、配布をしたりとか、それから賞がついた子どもさんの四つポスター並べて大きくしたポスターをいろんなところに配っていたんですけれども、そのときにも子どもの権利条約についてということで記載したものを各地に配布させていただいたという経過でございます。

なので、今後もですね、もちろんその子どもの権利条約というのを皆さんに知っていただくような活動はしていかなければいけないというふうに思っておりますので、今説明をさせていただいた事業の中でも、そういったものを配布したりとか、考えていただけるような機会を作ることというのはできるかなというふうに思っておりますので、何らかの形でやっていきたいというふうに思います。

また、計画につきましてはもちろん10年の計画ということでやっぱり長いんですけれども、一応中間見直しということで、令和5年度に町民向けのアンケートをとらせていただきました。それにつきましては、全て分析の方をさせていただきまして、こういう傾向にあるというの最初の計画を作っていただいたフェリス女学院の先生に見ていただきましたので、それに沿ってこういうところに力を入れていかなくちゃいけないねというような、課題等が見えてきていますのでそれについて、また私達も新規事業をやっていきたいということで、計画に沿ってやらせていただいているところです。

(C委員)

ありがとうございます。

もう一つだけ、子どもの権利条約を子どもに伝えるということは本当に大事なことだと思っています。子どもに自分が持っている権利を伝えてそれが行使ができる、使えるようになるというのは、すごく大事なことである一方で、その受け手である大人の意識が変わらなければ子どもの権利というのは保証されないというのがこれまでのところでずっとわかっているところです。

なので、子どもに子どもの権利条約を教えるのと並行してというよりもむしろ、大人が子ども権利そもそも人権と子どもの権利についてしっかり学べるように、そしてまずその先頭を切って町が、その町の行政において子どもの権利の視点というのをこうして見直しますということで、わかりやすく見直している姿を、町の方に見せていただいて、それをもって町の方が人権を学べて、子どもが守られていける。人権が守られているなど実感をしていけるといいなと思っていますので、教育を受ける客体としてではなくて、子どもが主体として、構成員として認められるまちとなる場というのはやっぱり大人が作らなければいけないですし、まずそれを町がしなければいけないと思いますので、そういった視点で、これまでの取り組みに少し加えていただけるとありがたいです。以上でございます。

(事務局)

はい、あの大変貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

今日配りました人権の計画の4ページ、後段の方にですね、計画期間中において社

会情勢の変化や国の方針変更等により修正の必要が生じた場合は、見直しを図りますということになっておりますので、期間になる前であっても、そういった新しいシステムを入れなければいけないということになると、また皆さん方に諮らせていただきながら、こういうものを入れましょうということで差込をするということは可能になるかと思えます。また、例えばですけれども、計画の中の文言として、その子どもの権利条約というのが入ってなくてもその視点を持って、私達のこの人権に関係する施策を実施していくということは可能になってくるかと思えますので、計画に入れるのはもちろん、いいんですけれども、実践という形ですね。

我々が事業として実践する中に、そういったものも取り組んでいかれるような形で考えていければなというふうに考えております。

(E委員)

そうです。

すぐ私達ができることも課題が見えているということなので、進めながら、また加えていただいたり、広報といったところから、啓発していただければなと思えます。

(会長)

C委員よろしいですか。

(C委員)

はい、ありがとうございます。

(会長)

他に何かございますでしょうか。

(F委員)

ご説明ありがとうございます。

男女共同参画計画推進委員にいたときにはですね、ジェンダー、男と女に限らず性の多様性という前提のもと、それを知ってもらうためにはどうすればいいかということが一つあって、それに向かって考えていくことができたんですけれども、本当の意味での人権というのはすごく幅が広くて、やっぱりちょっと先日の知り合いから公募でいろいろな企画が既にスタートしていて、それがやっぱり何百万という形で動いているというのをちょっと聞いております。そういった形で、企業だったり、どこかに既に委託がされていて、話が進んでいて、様々なことが形骸的にならないようにという努力はされていると思うんですけども、いろいろなケースがあって、今回このように多くの人が集まってきた中で、私達がしていくべきことがどうなのか、町でもう既に動いている中で、どんなことを私達が言っていったらいいのか、どんなサポートをしたらいいのか、

またはもしくは流れの中でやっていることがあるものとしたら、それをどういうふうに変えていったらいいかというアドバイス自体も必要としているのか、私達委員の役割

を一度確認させていただきたい。

(事務局)

はいありがとうございます。

今年度につきましては、本当にまだ初年度になりますので、今申し上げた事業を、我々が実施していく中で、どういったことをやっているのかというのを、実際にぜひ見に来ていただき、計画に沿って進んでいるのかどうか、沿っていないのであれば、来年度に向けてどういった進め方が考えられるのかを事務局へお伝えいただければと思っています。

また、流れの中でということをお話いただいたんですが、もう人権に関しては、流れも何もなくでですね、本当に長年かけて人権課題を解決しようということで、我々も活動してきていますが、少しずつしか進んでいかない実態もあり、歯がゆいところもあります。けれども、流れとしてやっているものではなくて、いろいろな種類、人権がありますけど、それぞれの課題を解決しようということで動いている中で、唯一流れとして考えられることとすれば、行政の仕事になるので、予算取りとか、次の年の事業をするのに、どういう事業のためにどのくらいのお金が必要で、だからこの予算取りをしましょうというものが、かなり早い段階で計画を立てないといけません。ですので、本当に早い段階でこういう形のものを入れたらどうかとか今やっているこの事業だけど、やっぱ違う方向に持ってた方がいいのではないかといったご意見がありましたら、夏前ぐらいまでに、おっしゃっていただけると私達の方でも提案していくことができるかと思います。この計画に沿っての事業実施になりますので、町がやろうとしていることを委員の皆様にはチェックをしていただき、それがちゃんと計画に沿っているかというのを第三者的な目線で見えていただいて、それを私たちにフィードバックしていただければと考えています。

(会長)

以上何か追加でありますか。

まずは、私達も参加してというところで意識をきちんと持って、実際に中に入っていないといけないと思いますので、その辺も皆さんこれも私もなかなかですね全部把握できないんですけど、読んでいただいて、私達が実際にそれを体験して、何ができるかというのをきちんと見定めるところもすごく大事なかなと思います。

説明でわかりました。

ありがとうございます。

他にございますでしょうかご意見。

(H委員)

いろいろいただきましてありがとうございます。

先ほど皆様のご意見の中でいろいろ考えておりまして、一番上の1回目のつながりラウンジ。これはもう動いてくれてますよね。他の企画については、いつ、どの段階で

我々にしろ、町民の方にしろ、告知できるのかなというのが見えてこないですよ。

これ1年計画ですよ。7年度のもう2ヶ月経ちましたよね。あと10ヶ月で、計画が見えてこないのに行って、見て、ご意見なりをそっちの方に打ち出したとして、それがまたフィードバックされて、どうやっていくのかなというのが、ちょっと見えないのかなというのが正直な思いです。

(事務局)

ありがとうございます。

今説明させていただきました通り、資料(1)、(2)、(4)につきましてはプロポーザルで今業者さんが決まったばかりなんですね。

今打ち合わせをしており、これから本契約になっていくというような段階になっています。

内容につきましては、公募型のプロポーザルになっていますので、応募していただくための仕様書というのが全部載っていますので、こういった内容になるかは、そちらを見ていただくと大変詳しく書いてありますので、おわかりいただけるかなと思います。

日程につきましては、いつやるという詳細等はこれから詰めていくようになりますので、夏ぐらいまでには周知ができるように、今考えてすぐやらなければならないというふうに思っているのは、多文化共生のみんなのサロンです。

こちら年間で12回ありますので、なるべく早く実施をしたいということで今早急に準備を進めているところです。

こちらは、もう7月の頭ぐらいから実施できるような形でやりたいと思っていまして、それに合わせて周知の方も早めにやりたいと動いているところです。いつというのがこの段階で言えなくて大変申し訳ないですけれども、決まり次第また皆様にはお知らせをさせていただいて、その中でご参加いただければと思います。

また、例えばですが、先ほどの役場の流れというふうにありましたけれども、その予算的なもので夏ぐらいまでにやってかなければいけないという説明をさせていただいたんですが、もしその後で開催する事業に参加していただいて、やっぱりこうなんじゃないというようなことがあっても、それはそれでご意見として私達の方にお聞かせいただいて、それが例えばですけどその次の年に、もしかしたら予算的には反映できないにしても、内容的にはそこを変えて、また次の段階に向けて進めていく、変更していくということは可能になるかと思います。時期的なものというのは、気にしないでいただきながら見ていただいて、ご意見いただくようお願いいたします。

(H委員)

はい、ありがとうございます。

やはり今年の計画っていうのはここにあるようにすごく盛沢山ですよ。人権ですから幅広いところから拾ってこないといけないというのもあると思いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

予算が必要なものは夏までに必要だということなので、いつでも皆さん、こういうものを盛り込んでくれとか、こんな視点、先ほど子どもの人権とかそういったことをきちんと進んでいるとか、こういう方向がもう少し必要じゃないかということことがあれば、その都度言っていただくご意見いただくということで、お願いいたします。

他にございますでしょうか。

(J 委員)

今、7 月から考えているという多文化共生推進事業なんですけれども、これはもちろん多文化なので、外国人だけではなくて住民の方も一緒に参加していいということでもよろしいですね。あといつも町の事業で、集客がなかなか難しいと思うので、せめて私達が周知できればと思うので、事業の日程が決まり次第、メールとかで構わないんですけど教えていただけると私達も協力できると思います。よろしくお願いします。

(事務局)

住民と外国籍の方が繋がりをつくる場ということで実施したいと思っております。

周知について、大変助かりますありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

(会長)

集客が難しいというのは、もういつもの話なので、何卒、そこは委員の皆様のご協力をお願いできればと思います。

他には何かありますか。

(D 委員)

年度、年度でこういう事業を進めてくるというのはわかるのですけれども、これがスタートしていった、せっかく良い流れができてきたのに、年度が変わるからといって、また来年度スタートする時期が空いて、空白の時期ができてしまうということはありませんか。

せっかく皆さんが繋がりを持って、ある程度リズムを持って、できてきたものが、また崩れてくる可能性があるのではないかと思います。

(事務局)

そうですね。委員がおっしゃる通りでして、どうしてもこの4月初めで事業を私達がスタートする形になってしまうので、公募型のプロポーザルを本当に早期で始めても、やっと5月になってプレゼンテーションができるというような状況になっているので、どうしてもその1ヶ月2ヶ月の間が空いてしまう可能性が高いんですね。空白の時期というのは出てきてしまいます。ただ、事業としての繋がりとしては、我々も2年目3年目ということで、繋がった内容で仕様書を考えていくということになりますので、繋

がりを持たせられるんですけれども、どうしても空白の期間というのはできてしまう。

もし、その空白の期間を作らないようにするには予算的な措置が別のものがありまして、2ヶ年の債務負担とか、そういったものやってくるような形になるので、また別途私達の方で検討させていただかなければいけない内容になってきます。

それができると例えば4月の初めから動けるかといえ、テクニック的にはできるかなと思いますので、内部で検討が必要になるかと思っております。

(D委員)

(1) のつながりラウンジが、もう既に4月4日より始まっていることに関しては、今聞いたお話と矛盾するような気がするのですが。

(事務局)

こちらの説明に入ってなかったんですけれども、つながりラウンジにつきましては、ミモザネットワークの中の一部ということになりまして、委託に出してお願いをする業者さんにやっていただくのは、研修の方のみになります。つながりラウンジは、とにかく女性が繋がれる場を早くに作りたいという思いがありましたので、そちらは業者さんとは別に、我々職員が自前で用意をさせていただきながら、コーディネーターさんに入っていて開設をしている状況でして、そのミモザネットワークの中でも二つに分かれているというふうにご理解いただけるとありがたいです。

(会長)

そうですね、どうしてもちょっと空白というかプロポーザルで業者さんに委託するとすると、まさか4月1日にやって5日からお願いというわけにはとてもいけないので、そこはどうしても時間がかかるということで、ご理解いただければと思います。

ただ、技術的には何かできるかもしれないということなので、そうすると業者さんも2年間の計画になると途中で契約見直しなどが発生してくるので、これはまた要検討かなと私は思います。

(B委員)

たくさんの意見が委員の方から出されて質疑応答が非常に活発で、審議会らしくてとてもいいなと思っています。

この審議会4月1日に設置されて、今日は初めての会合で、初めて顔を合わせた方もいるので、次年度はですね、そういったことがないように、継続的に、途切れることのない形で進めていけるように、事務局・会長・副会長と努めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

(会長)

一期二年なので、私達来年も引き続きなのでそこは、はい、繋がりを持っていけると思います。

他にございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この案を御承認いただきたいと思いますので、事業予定案、こちらにつきまして本件、ご承認いただける方は拍手をもってお願いいたします。

(拍手多数、委員承認)

ありがとうございます。それでは全員から拍手いただきましたので、こちらの意見、資料には案の字がついていますけれども、案をお取りいただきたいと思います。

それでは次に進みます。

その他について事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

先ほどからお話している事務局の方で実施する事業、それから、これからですね県等で開催される研修会のご案内を皆さんにさせていただくようになります。

ぜひ積極的にご参加をお願いいたします。

この審議会での検討の際の一助としていただくプラスですね、委員の方々の周囲の皆様への波及と影響を与えていただけるようにご協力をいただきますようお願いいたします。

早速ですけれども、6月24日開催の、令和7年度東信地区社会人権教育研修会のご案内を過日させていただいておりまして、出欠のご連絡を一応本日締め切りをさせていただいておりまして、お返事がまだの方はご連絡をいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

(会長)

事務局からは以上ということですが、皆様から、全体を通して何かございますでしょうか。

特になしとして、よろしいですか。

(C委員)

次の会議はいつ頃ですか。

(事務局)

次回の予定としては、年度末、もしくは次年度の始めに本年度の実績報告と、令和8年度の予定をご審議いただくような形のどちらかになるかなというふうに考えております。先ほどもちょっと話ありましたが、突発的に何か事象が起きたりということになりますと、また今お話ししたとは別に、ご案内をさせていただいて急遽集まっただいて、ご審議をいただくというようなことがあるかもしれないですけれども、基本

的には年に2回ないしは1回というふうに考えております。

(寺島総合政策課長)

折角こういう審議会になっていますので、やはり年1回とか2回だと少ないですね。内容的に情報共有することもありますので、回数につきましては、私どもの方で考えましてまたご案内させていただきます。

年に数回、会議を持ちたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

また調整の際は、事務局からご連絡が行くと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(会長)

それでは、議事の方は全て終わりましたので終了いたしましたので、ありがとうございます。事務局にお返しいたしますお願いいたします。

(寺島総合政策課長)

会長どうもありがとうございました。

また本日ご出席いただきました皆様におかれましても、長時間に渡りまして活発な議論、ありがとうございました。

皆様からいただいたご提案等につきましては、今後の施策に大いにですね、取り組んでいきたいと考えておりますので、こういった会議でもなくとも構いませんので事務局の方にですね、何かありましたらいつでも対応させていただきますので、ご意見ご提案いただければと思いますので。よろしくお願いいたします。

また町としまして、やはり住民、町民の方も人権感覚のレベルを、先ほど町長の挨拶にもありましたが、国際レベルまで引き上げる必要があると考えますので、皆様とともに取り組んでまいりますので、今後も絶大なるご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回、軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。